

特集

戦後70年

新潟県教育運動の歩みと教訓

特集の趣旨

明治憲法の下では、教育する権利は国家権力が持つ

ていた。しかし、日本国憲法では、教育をめぐる國家権力と国民との権利と義務との関係が、全く逆になつた。「国民の教育権」の自覚と主体の形成、民主教育の実現が目標に成つた。その観点に立つて、国民はゆきとどいた教育の実現を迫つた。また、教職員集団は父母の負託に応えて、民主的な教育実践を積み重ねてきた。

一方、政府は、「国家の教育権」を振りかざし、GHQ（連合国軍最高司令部）の対日政策の転換に応え日本を「反共の砦」とするため、それを担うことのできる人づくりの教育を推進した。そして、愛国心

を強調した学習指導要領の制定、その法的拘束性の獲得、教科書検定による教育内容の国家統制に踏み出した。

これら大きな2つの潮流による拮抗が、戦後の教育のあり方を規定してきたと言える。この状況の下、政府の意図した「国民の教育権」を奪う反動化の動きに対峙しつつ、「国民の教育権」の実体化を求めて様々な教育運動が活発に展開された。

さて、新潟県内では、この民主的な変革の取り組みや反動諸政策に対する抵抗の闘いはどの様になされたのだろうか。戦後70年の節目を迎えた今日、あらためてその足跡を振り返り、今後の教育実践や運動に生かすものとしたい。